

関西農業食料工学会表彰規程

平成15年 3月10日制定
平成23年 9月16日改定
平成24年 8月11日改定
平成25年 9月 1日改定
令和 2年 1月 1日改定
令和 2年 4月22日改定

(賞の種類)

第1条 本会に学術賞、奨励賞、技術開発賞、学生ベストプレゼンテーション賞を設定する。

(表彰)

第2条 学術賞、奨励賞、技術開発賞の表彰は秋期例会時に行い、学生ベストプレゼンテーション賞は春期および秋期例会時に行う。

2. 表彰は、学生ベストプレゼンテーション賞では賞状を、その他の各賞は賞状及び賞牌等をもって行う。
3. 原則として、学術賞、奨励賞、技術開発賞は各々毎年度1件、学生ベストプレゼンテーション賞は各例会につき若干名を表彰する。

(受賞者の資格)

第3条 各賞の受賞者は、原則として本会会員（以下「会員」という。）の中から選定する。

2. 学術賞は、会員が推薦（自薦を含む。以下同じ。）する者の中から選定する。
3. 奨励賞は、推薦締切日の属する年度の前年度末において35歳以下の会員であって、会員が推薦する者の中から選定する。
4. 技術開発賞は、農業機械化、農業施設及び食料・生物資源の工学的処理等、農業食料工学に関連する製造業等の団体に所属する会員又は団体会員の構成員であって、会員が推薦する者の中から選定する。
5. 学生ベストプレゼンテーション賞は、春期および秋期例会において講演を行った学生会員の中から選定する。

(学術賞)

第4条 学術賞は、農業食料工学会及び本会の目的とする分野における優れた学術的及び技術的な貢献をなした論文に対して授与する。

2. 本賞の候補に該当する業績は、農業食料工学会誌、関西農業食料工学会会報（以下「会報」という。）及びEAEF（Engineering in Agriculture, Environment and Food）に掲載された論文、又は公刊された研究報告書、技術報告書、調査報告書、著書その他の公刊物とする。
3. 本賞の候補に該当する業績は、推薦締切日より過去5年以内のものとする。

(奨励賞)

第5条 奨励賞は、農業食料工学会及び本会の目的とする分野において優れた萌芽的研究を行い、将来の活躍が期待できると認められる者に授与する。

2. 本賞に係わる成果は、推薦締切日より過去3年以内において、農業食料工学会誌、会報及びEAEFに掲載された論文、又は公刊された研究報告書、技術報告書、調査報告書、著書その他の公刊物に掲載されたものとする。
3. 過去に本賞を受けた者は、原則として対象外とする。

(技術開発賞)

第6条 技術開発賞は、農業食料工学会及び本会の目的とする分野において優れた技術を開発した業に対して授与する。

2. 本賞の候補に該当する業績は、推薦締切日より過去5年以内において、公開・周知されたものでなくてはならない。論文等の公刊物は特に必要としない。

(学生ベストプレゼンテーション賞)

第7条 学生ベストプレゼンテーション賞は、プレゼンテーションに対する意識と技術の向上を目的とし優れた研究および発表を行った講演者に対して授与する。

2. 本賞は講演者に授与するものとし、共同研究者は対象外とする。

(表彰委員会)

第8条 学術賞、奨励賞及び技術開発賞の表彰に係わる業務を行うために表彰委員会を設置する。

第9条 表彰委員会は、表彰委員長及び表彰委員をもって構成する。

2. 表彰委員会の構成人数は、委員長を含め3人とする。
3. 表彰委員長は、幹事の中から本会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。
4. 表彰委員は、会員の中から表彰委員長が推薦し、会長が委嘱する。

第10条 表彰委員長又は表彰委員が、学術賞、奨励賞及び技術開発賞に係わる推薦者又は候補者となった場合、当該者は当該賞の審査には加わらない。

2. この場合は、前条と同様な方法で、表彰委員長又は表彰委員を一時的に補充する。

第11条 表彰委員会は、以下の業務を行う。

- (1)学術賞、奨励賞及び技術開発賞及び学生ベストプレゼンテーション賞の選考
- (2)その他の表彰事業に関すること

(学術賞、奨励賞及び技術開発賞候補者の推薦)

第12条 表彰委員長は、学術賞、奨励賞及び技術開発賞の受賞候補者（以下「候補者」という。）推薦に関する事項を会報に公示する。

2. 第12条に係わる書類の提出期限は、原則として毎年5月末日とする。提出期限を変更する必要があるときは、会長は本会幹事会（以下「幹事会」という。）の議を経て決定した変更後の提出期限を公示する。

第13条 学術賞、奨励賞及び技術開発賞への応募は、会員による自薦又は他薦によるものとし、次の事項を記載した紙媒体もしくは電子媒体の書類を揃えて事務局あてに提出する。

(1)以下を記載した推薦書（紙媒体は3部、電子媒体は1部）

(a)推薦日

(b)賞の種別（学術賞、奨励賞、技術開発賞）

(c)候補業績名（奨励賞にあつては「業績」を「成果」と読み替える。以下同じ。）

(d)候補者の所属、氏名、会員種別（奨励賞にあつては生年月日を付記する。）。（共同研究による業績の場合は研究の代表者とし、共同研究者についても同様の記載を行う。）

(e)推薦理由と推薦者の所属、氏名、会員種別、連絡先

(f)候補業績の概要（400字程度）

(f)参考資料のリスト

・学術賞及び奨励賞にあつては、受賞対象の論文、又は公刊物のリストとする。また、学術賞にあつては、関連する業績は推薦締切日より過去5年より以前のもの参考資料として添えることも可能とする。

・技術開発賞にあつては、論文等の公刊物は特に必要とせず、公開特許等の写し、ビデオテープ、取扱説明書等、対象技術の内容の理解を助けるための資料のリストとする。ただし、受賞対象の論文等の公刊物があれば提出する。

(2)参考資料として記載されたものの別刷り又は写し（紙媒体は3部、電子媒体は1部）

2. 参考資料がホームページ上で公開されている場合は、そのアドレスで電子媒体に替えることができる。

(学生ベストプレゼンテーション賞の審査対象)

第14条 春期・秋期例会の講演申込時に、審査希望の申請があつた者のうち受賞者資格を有する者を学生ベストプレゼンテーション賞の対象とする。

(推薦書類の整理)

第15条 事務局は、提出された推薦書類を整理する。

2. この場合、明らかに表彰規程に適合しないと認められるもの、及び記載事項が著しく所定の事項と合わないため審査上支障を来すと認められるものがある場合には、推薦者に確認を取り再提出を求めることができる。再提出に応じない場合、提出期限に間に合わない場合、及び再提出しななお不備が修正されない場合は、審査対象としない。

(学術賞、奨励賞及び技術開発賞の選考)

第16条 学術賞、奨励賞及び技術開発賞の選考は、各賞ごとに表彰委員会及び3人の選考委員が行う。

2. 選考委員は、会員の中から表彰委員長が各賞ごとに推薦し、会長が委嘱する。表彰委員長及び表

表彰委員は、選考委員になることができない。

3. 同一者が学術賞、奨励賞及び技術開発賞の選考委員を兼務することを妨げない。学術賞、奨励賞及び技術開発賞に係わる推薦者及び候補者は、選考委員になることができない。

第17条 表彰委員長は、学術賞、奨励賞及び技術開発賞の推薦書類を選考委員に送付する。

2. 選考委員は、候補業績の内容を審査の上、投票用紙に、適・不適及びその理由又は所見を付し、表彰委員長に提出する。

第18条 表彰委員長は、選考委員の過半数が適とした業績の中から、選考委員の投票結果を尊重しつつ、表彰委員とともに、それぞれの賞ごとに原則として1件を選定し、受賞者を決定する。

(学生ベストプレゼンテーション賞の選考)

第19条 学生ベストプレゼンテーション賞の選考は、別に定める方法により表彰委員会が執りおこなう。

(選考経過の報告と授賞の承認)

第20条 表彰委員長は、選考理由を付して選考経過を会長に報告する。

(受賞業績の発表)

第21条 学術賞、奨励賞及び技術開発賞の受賞者は、受賞後に発行する会報において業績の発表を行い、学生ベストプレゼンテーション賞に関しては、受賞者の氏名と所属、授賞題名を掲載する。

第22条 本規程の変更は幹事会で行い、会報に公示する。

附 則

本規程は、平成15年 3月10日から実施する。

本規程は、平成22年 3月10日から実施する。

本規程は、平成23年 9月16日から実施する。

本規程は、平成24年 8月11日から実施する。

本規程は、平成25年 9月 1日から実施する。

本規程は、令和 2年 1月 1日から実施する。

本規程は、令和 2年 4月22日から実施する。